

令和2年(2020年)10月1日
高齢者いきいき課担当課長 瀧澤
電話 0467-61-3899 (直通)

鎌倉市高齢者運転免許証自主返納者支援事業の実施について

運転免許証自主返納後の高齢者の外出支援と、返納を促すことで高齢者ドライバーによる事故を減らし、安全確保を図ることを目的として、鎌倉警察・大船警察と連携し、高齢者向けバス割引乗車証の購入やタクシーの利用の際に使用できる、割引助成券を2年間交付する、鎌倉市高齢者運転免許証自主返納者支援事業を実施します。

1 開始年月日

令和2年(2020年)11月1日

2 対象となる方

- (1) 令和2年4月1日以降に全ての運転免許証を返納した方。
(令和2年度に限り、令和2年4～9月に返納した方は、令和3年3月まで申請可。)
- (2) 満65歳以上で返納した方。
(満64歳の方で、満65歳になる直前の運転免許更新期間中に返納した方を含む。)

3 助成券とは

高齢者向けバス割引乗車証やタクシーの初乗り料金に使える2,000円分のチケット。発行された年度の3月末まで使用可。(500円×4枚つづり。)

4 申請手続きについて

以下の方法で入手した申請書に記入・押印し、必要書類を添付の上、高齢者いきいき課いきいき福祉担当(本庁舎1階、窓口：7-A)へ郵送又はご持参ください。

- (1) 令和2年10月以降に返納する場合は、警察署で申請書を受け取る。
- (2) 令和2年4月1日～9月30日に返納している場合は、高齢者いきいき課に電話連絡していただき、ご自宅へ申請書を郵送。
- (3) 市ホームページからも申請書のダウンロード可。

5 助成券について

- (1) タクシーは、1回の乗車につき、500円(助成券1枚分)が割引される。
- (2) 高齢者向けバス割引乗車証は、購入時に助成券を提出すると500円×提出枚数が割引される。